

韓国法曹界の特徴分析 ——学校歴とキャリアに注目して——

朴炫貞（東京大学大学院）

1. はじめに

本報告の目的は、韓国における法曹の学校歴とキャリアを分析することで、韓国法曹界の構成原理と特徴を探し出すことである。まず韓国における法曹選抜制度を概観すると、その根源は戦前の日本からのものであり、戦後、その名称は、「朝鮮弁護士試験」（戦前から1949年まで）、「判事および検事特別任用試験」（1952年および1955年実施）、「高等考試司法科」（1949年から1961年まで実施）、「司法試験」（1963年から現在）等で変化されてきた。しかしながら、全般的に学歴による出願資格の制限は存在しないというオープン型であり続けたため我が国の方式と類似しており（橋本2009）、この点で法曹養成の日本型システムであると考えられる。

ところでこの日本型システムの試験制度をめぐって主張されてきたのは、特定の大学すなわちソウル大学そのなかでも法学部の位置と優位性（李2002）もしくは「学校（大学）教育と司法試験との相関関係」である。朴（2009）は司法試験合格者らが作成した受験回想録を分析し、「大学入試—大学序列（学校歴）—司法試験の徹底的・非制度的連携関係」の存在を主張している。

そのような主張を裏付けるのは、図1である。図1からわかるように、全体の5割弱を占めているたった一つの大学が存在している。ところが、ロースクール定員のプロットを見ると相対的にばらつきが小さくなっており、その社会的周流（social circulation）（麻生1991：13）

に明らかな変化が生じている。しかし、現在に至るまで積み重ねられてきたはずの法曹界の特徴とその構成原理は、一つの経路として今後も少なくない影響力を保持していくことが予想される。法曹界を分析する意義は、ここから探し出せる。

2. 分析の枠組み

この調査では、韓国の法曹全員の情報が収録された「法曹人大観」2009年度版を用いて分析した。情報のうち主に活用したのは、(1) 学校歴（学部）、(2) 学部の専攻、(3) 合格した年齢、(4) 初職、(5) 幹部への進出である。

さらに、各年度の合格者数の推移・合格者のうちソウル大学出身者の割合・司法官僚（裁判官および検察官）への任官の割合によって、五つの時代区分をし、各時代ごとの推移を分析した。五つの時代は、(1) 第1期：戦前から1982年、(2) 1983年から1994年、(3) 1995年から1997年、(4) 1998年から2006年、(5) 2007年から2009年である。

3. 分析の結果

(1) 合格した年齢を従属変数にした場合

学部専攻が法学である場合、試験に合格された年齢は、ソウル大学か否かで有意な差が見られ、それは五つの時代すべてに該当している。法学でない場合、1998年から2006年までの時期は大学による有意な差が観測された。

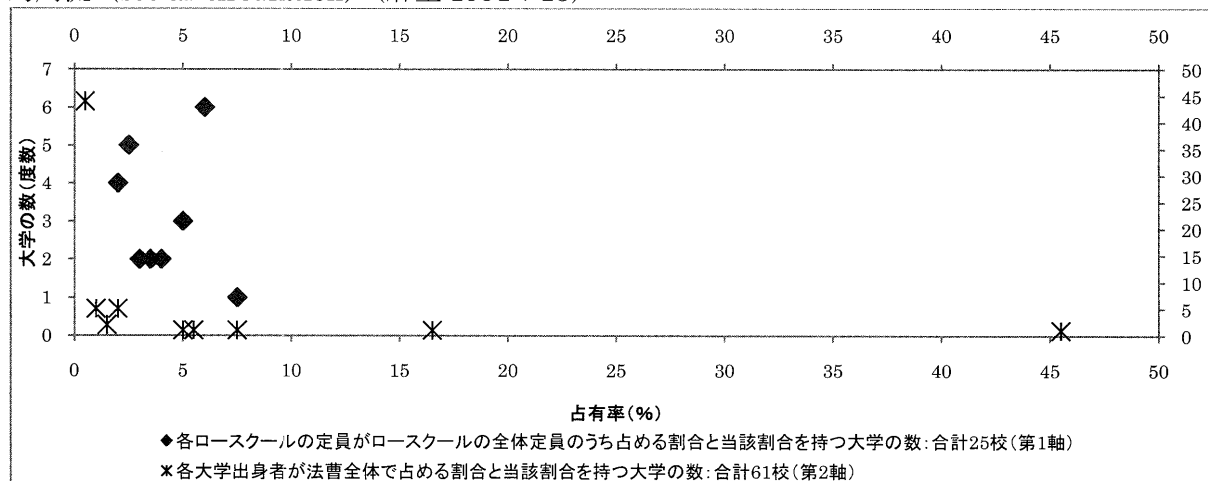


図1 出身大学と占有率からみる韓国法曹界の構成

表 1 法曹の幹部進入を従属変数にした二項ロジスティック回帰分析の結果

説明変数		B	Exp(B)
時代区分(ダミー変数)	第 1 期(1935 年から 1982 年)に合格	7.402	1639.667***
	第 2 期(1983 年から 1994 年)に合格	6.129	459.197***
	第 3 期(1995 年から 1997 年)に合格	2.04	7.689+(0.098)
出身学部	ソウル大学ダミー	0.369	1.447+(0.054)
専攻	法学ダミー	-0.456	0.634
	裁判官ダミー	1.133	3.104
	検察官ダミー	1.666	5.289*
	軍／公益法務官ダミー	0.902	2.466
	弁護士ダミー	-2.166	0.115**
	大手ファームの弁護士ダミー	0.238	1.269
初職	合格当時の年齢	-0.552	0.576***
	定数	-6.134	0.002***
N		2210	
カイ二乗値		1120.481***	
Nagelkerke R 二乗値		0.709	

注:***p<.001, **p<.01, *p<.05, +p<.10(括弧のなかに有意確率を併記)

(2) 初職

どの時代にも、専攻が法学である場合、ソウル大学か否かによって初職に有意な差が見られる。なお、1998 年から 2006 年に合格したコーホートでは、専攻が法学でない場合にも、ソウル大学か否かによる有意な差がみられた。つまり、人気があつて高い成績も要求される職業には、ソウル大学出身が、学部での専攻に関係なく就きやすいことになっていることが実証された。

(3) 幹部への進入

この結果は表 1 に表している。時代区分のところから確認されるのは年功序列である。ソウル大学か否かは有効に効いているが、専攻に関してはそうでなかった。なお、法曹の各職のうち最も「不本意」が多いといわれる弁護士の場合、その係数がマイナスの方向で有意であることから、初職から弁護士として出発した場合、幹部への進入は極めて難しいことが実証された。

4. ソウル大学の優位性とその変容

分析結果から確認されたように、試験の合格・初職・幹部への進入におけるソウル大学出身者の優位性が見られる。こうした優位性は、「量」から「質」への変化であるともいえる。1982 年頃まで、各年度の合格者のうちおよそ 6 割ぐらいを占めていたソウル大学出身は、その「量」の側面で優位であった。その後、各年度の合格者が増えるにつれ、ソウル大学出身者の全体的な占有率は減っている。しかしながら司法試験および司法研修所での成績の上位者

たちは依然としてソウル大学出身が多い。その結果、「名門コース」である裁判官任用もしくは大手ローファームへの就職が決まる集団と、「無名コース」で「ひたすら似たりよつたりの法律事務所を転々することになる」集団ははっきりと分けられるといわれる（チェギョホ 2009:105）。つまり「大学間格差」は一見緩められたようでも、実際には「よりよい職業」で決まる法曹の「内部格差」は学校歴を媒介してさらに拡大しつつあるのではないかと考えることができる。

旧制度で輩出された法曹が活動し続けるのが少なくとも今後 40 年ほどであるとすれば、今後、このような経路に大きな変動は生じうるのであるか。たとえロースクールの定員によって法曹の社会的周流は制限されたとしても、これまで保たれ続けられたその優位性によってソウル大学ロースクールは少数精鋭のエリート集団として維持されていく見込みはないのだろうか。ロースクールとともに導入された、ロースクールの修了生たちを対象にする「弁護士試験」の実施予定は、そのような可能性を提起させるのではないか。

<参考文献>

- 麻生誠 1991、『日本の学歴エリート』玉川大学出版部。
 朴炫貞 2009、「韓国における司法試験合格者の受験回想録の内容分析」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 49 巻、73 - 83 頁。
 橋本鉉市編 2009、『専門職養成の日本的構造』玉川大学出版部。
 李国運 2002、「韓国法律家の誕生空間」『ジャスティス』第 67 巻、154 - 174 頁。（原文は韓国語）
 チェギョホ 2009、『現職の弁護士が語る法曹界』法律ジャーナル。（原文は韓国語）